

## 信越病院再整備事業移転新築 基本設計・実施設計業務委託プロポーザル実施要領

### 1 目的

本実施要領は、信越病院の建築設計者を公募型プロポーザルにより選定する手続について、必要な事項を定めるものである。

### 2 業務の概要

- (1) 業務名 信越病院再整備事業移転新築 基本設計・実施設計業務委託
- (2) 業務内容 長野県上水内郡信濃町大字柏原 2466 番地 1 他に計画している信越病院の移転新築に係る基本設計及び実施設計業務  
なお、基本設計と実施設計は、分離して発注する。
- (3) 履行期間 基本設計については、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までを予定  
実施設計については、令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 12 月 28 日までを予定

### 3 プロポーザルの参加資格

プロポーザルの参加資格は、(1) に掲げる要件を満たしている単体企業であること。なお、プロポーザル参加者が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

#### (1) 単体企業

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録をしていること。
- ③ 令和元・2 年度信濃町建設工事等入札参加資格者名簿に「建設コンサルタント」の業種で登録されていること。
- ④ 公告日以降、契約締結までの間に、信濃町又は長野県から指名停止を受けている者でないこと。
- ⑤ 信濃町建設工事等入札制度合理化対策要綱（平成 11 年信濃町訓令第 3 号）第 3 第 1 項及び第 2 項に該当しない者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及びその暴力団員又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 長野県内に本社を有すること。
- ⑨ 平成 18 年 1 月以降に竣工した病院施設の新築又は増築工事（延床面積 4,000 m<sup>2</sup>以上又は病床数 50 床以上）に関する設計業務の実績を有するものであること。

(2) 応募に対する制限

- ①所属事務所からの応募は、1点のみとする。
- ②応募の際、協力者（専門分野における技術の提供等を行うものをいう。）を加えることは、可とするが一方で、その協力者が自ら応募者となることはできない。また、協力者を加える場合は、様式6に企業名・協力領域を明記すること。
- ③応募者は、審査委員会委員から直接又は間接に支援を受けることはできない。

4 審査方法及び審査項目

本プロポーザルは、設計案ではなく設計事務所を選ぶことを重視した簡易公募型プロポーザルとし、二段階審査方式で実施する。プロポーザルの審査項目は、次に掲げるものとし、信越病院再整備事業移転新築基本及び実施設計業務委託業者審査委員会設置要綱に規定する審査委員会が、審査し選定する。

(1) 第一段階審査 「参加表明書」による。

参加表明書に基づき審査を行い、第二段階審査対象者、概ね5者以内を選定する。

① 設計事務所の委託業務に対する履行能力

- ・技術者数及び有資格者数等から判断される組織力（様式1）
- ・事務所の病院建築業務実績（様式2）  
平成18年1月以降に竣工した延床面積4,000㎡以上又は病床数50床以上の病院施設とする。（実績については、最大5件までとする。）
- ・事務所の公共施設建築の業務実績（様式2）  
平成18年1月以降に竣工した延床面積4,000㎡以上の公共施設建築とする。  
（実績については、最大5件までとする。）
- ・品質マネジメントシステム（ISO9001）認証取得。

② 設計担当チームの能力

(A) 管理技術者（様式3）

- ・資格及び実績経験年数 等
- ・業務実績 病院建築：平成18年1月以降に竣工した延床面積4,000㎡以上又は病床数50床以上の病院施設とする。  
公共建築：平成18年1月以降に竣工した延床面積4,000㎡以上の公共施設建築とする。

・経験年数

(B) 主任技術者(建築・構造・電気設備・機械設備)（様式4）

- ・資格及び実績経験年数 等
- ・業務実績 病院建築：平成18年1月以降に竣工した延床面積4,000㎡以上又は病床数50床以上の病院施設とする。

(C) 担当チームの資格（管理技術者・各主任技術者を除く。）（様式5）

(D) 体制表（様式自由）

(2) 第二段階審査 「技術提案書及び見積書」による。

①第一段階審査で選定された参加者に対して新たに技術提案書の提出を求め、提案内容に関するヒアリング及び審査を実施し、信越病院再整備に最適な移転新築基本及び実施設計委託候補者を選定する。

②審査方法は、信越病院再整備基本構想・基本計画をどう理解し、施設及び外構（駐車場含む）の基本設計をどのように進めようとしているのか、基本的な考え方等について文章及びそれを補足する図案、イラストなどで構成された提案について評価するものである。また、見積書（様式7・8）の提出を求め、金額の妥当性を評価する。

③ ヒアリング及び審査会議は、非公開とする。

5 参加表明書及び技術提案者の作成様式

参加表明書及び技術提案書については、別紙「参加表明書作成要領」及び「技術提案書作成要領」に基づき作成すること。

6 ヒアリングの実施

第一段階審査でのヒアリングは、実施しない。

第二段階審査のヒアリングは、提案者による技術提案書の説明とあわせて実施する。ヒアリングの日時（令和3年3月18日（木）予定）、場所、留意事項等は、選定後、別に通知する。

7 手続等

(1) 担当部署 〒389-1305 長野県上水内郡信濃町大字柏原 380

信越病院 総務係（担当：北村、佐藤）

電話 026-255-3100 ファクシミリ 026-255-2427

E-mail : [sin-etu.hp@town.shinano.lg.jp](mailto:sin-etu.hp@town.shinano.lg.jp)

※E-mail 送付時には、下記の例に基づいてタイトルを記載すること。

タイトル例：【信越病院 PP】 質問 社名 000000

000000 は、6桁の日付を表す。（例：2021年2月1日：210201）

(2) 作成要領等の交付期間等

①交付期間 令和3年2月1日（月）午前9時から2月10日（水）午後5時

②交付方法 信濃町及び信越病院ホームページからのダウンロードにて対応

（参考資料は、磁気記録媒体（CD-R）にて有料販売とする。購入を希望する場合は担当部署まで連絡すること。）

(3) 第一段階審査 参加表明書の提出期限等

①提出期限 令和3年2月12日（金） 午後5時

②提出場所 上記7（1）に同じ

③提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る。※期限までに必着のこと）

④プロポーザル及び参加表明書に関する質問は、E-mail で PDF データのみで受付けする。書式は、別紙・質問票（様式 9）を使用すること。メール着信を電話にて確認すること。質問の回答は、令和 3 年 2 月 10 日（予定）、信越病院ホームページにて掲載する。

・受付期間：令和 3 年 2 月 1 日（月）午前 9 時から令和 3 年 2 月 10 日（水）午後 3 時まで

#### （4）第一段階審査結果の通知

第一段階審査の結果は、令和 3 年 2 月 19 日に、参加表明書を提出した全社に書面により通知する。選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては、一切受け付けない。

なお、参加表明書提出時に、宛先を記入のうえ、切手 84 円分を貼付した結果通知用封筒を合わせて提出すること。

#### （5）第二段階審査（第一段階審査で選定された参加者のみ）技術提案書と見積書（様式 7・8）の提出

①提出期間 令和 3 年 3 月 1 日（月）午前 9 時から令和 3 年 3 月 4 日（木）午後 5 時まで

②提出場所 上記 7（1）に同じ

③提出方法 持参

④技術提案書に関する質問は、E-mail で PDF データのみ受付けする。書式は、別紙・質問書（様式 9）を使用すること。メール着信を電話にて確認すること。

回答は、令和 3 年 2 月 26 日（金）に、第二段階審査参加者に E-mail で通知する。

・受付期間：令和 3 年 2 月 22 日（月）午前 9 時から令和 3 年 2 月 25 日（木）午後 3 時まで

#### （6）第二段階審査結果の通知

第二段階審査の結果は、令和 3 年 3 月 18 日（予定）に、技術提案書を提出した全社に書面により通知する。選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては、一切受け付けない。

なお、技術提案書提出時に、宛先を記入のうえ、切手 84 円分を貼付した結果通知用封筒を合わせて提出すること。

### 8 その他

#### （1）無効となる参加表明書又は技術提案書

参加表明書又は技術提案書が次に該当する場合には、無効となる。なお、無効となったときは、その時点でプロポーザルの参加者を失格とする。

①提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

②作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

⑤許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

⑥虚偽の内容が記載されているもの

⑦審査結果に影響を与える工作等不正な行為が行われたもの

⑧プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなったとき。

⑨暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号

に規定する暴力団又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を従事者としたとき。

⑩その他、信濃町長が無効と判断したとき。

(2) 受注資格の喪失

本件業務を受注した設計事務所等（協力を受ける他の設計事務所等を含む）が製造業及び建設業と資本、人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。

(3) 提出に伴う費用

参加表明書又は技術提案書の作成及び提出に伴う費用の全ては、参加表明者又は技術提案者の負担とする。

(4) 業務委託契約

①契約締結の交渉

信濃町長は、本プロポーザルにおける最優秀の者との間で、契約締結交渉を行う。

(5) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、病気休職、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。

(6) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(7) 提出された参加表明書及び技術提案書は、返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、当建築基本及び実施設計委託候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

(8) 技術提案書の作成のために受領した関係資料は、許可なく公表し、又は使用することはできない。

(9) E-mailの通信事故については、いかなる責任も負わない。

(10) この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。